

川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議設置要綱

(目的)

第1条 関係局が連携してウェルフェアイノベーション事業を推進することを目的として、「川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議（以下「推進会議」という。）」を設置する。

(所管事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) ウェルフェアイノベーション推進事業の推進に関すること
- (2) かわさき基準のあり方、認証に関すること
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進会議の所管事務を円滑に行うために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる座長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事会の会議は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する代理人を出席させることができる。

(かわさき基準推進専門部会)

第6条 かわさき基準の認証審査及び製品活用の検討を円滑に行うために、かわさき基準推進専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

- 2 専門部会は、別表3に掲げる部会長及び部会委員を持って組織する。
- 3 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、主宰する。
- 4 専門部会は、所管事務を円滑に行うために、幹事会を置く。
- 5 専門部会幹事会は、別表4に掲げる座長及び幹事を持って組織する。
- 6 専門部会幹事会は、座長が必要に応じて招集し、主宰する。

(庶務)

第7条 推進会議、幹事会、専門部会並びに専門部会幹事会の庶務は、経済労働局イノベーション推進部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項については、議長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年1月29日から施行する。

(かわさき基準による福祉製品普及のための庁内検討会議設置要領の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、「かわさき基準による福祉製品普及のための庁内検討会議設置要領」（平成22年7月12日施行）は廃止する。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

5 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

6 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

7 この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

8 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

9 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

10 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

11 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議名簿

(議長)

委員を構成する局を所管する副市長

(委員)

総務企画局	総務企画局長
財政局	財政局長
市民文化局	市民文化局長
健康福祉局	健康福祉局長
こども未来局	こども未来局長
まちづくり局	まちづくり局長
臨海部国際戦略本部	臨海部国際戦略本部長
病院局	病院局長
経済労働局	経済労働局長

事務局 経済労働局イノベーション推進部

別表 2

川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議幹事会名簿

(座長)

経済労働局	イノベーション推進部長
-------	-------------

(幹事)

総務企画局	都市政策部企画調整課長
財政局	財政部財政課長
	資産管理部契約課長
市民文化局	担当課長 (パラムーブメント推進担当)
健康福祉局	総務部企画課長
	地域包括ケア推進室担当課長
	長寿社会部高齢者事業推進課長
	長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	障害保健福祉部障害計画課長
	障害保健福祉部障害福祉課長
こども未来局	総務部企画課長
まちづくり局	指導部建築管理課長
臨海部国際戦略本部	臨海部事業推進部担当課長
病院局	総務部庶務課長

事務局 経済労働局イノベーション推進部

別表 3

川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議かわさき基準推進専門部会名簿

(部会長)

経済労働局を所管する副市長

(委員)

市民文化局	市民文化局長
健康福祉局	健康福祉局長
まちづくり局	まちづくり局長
病院局	病院局長
経済労働局	経済労働局長

事務局 経済労働局イノベーション推進部

別表 4

川崎市ウェルフェアイノベーション推進会議かわさき基準推進専門部会幹事会名簿

(座長)

経済労働局	イノベーション推進部長
-------	-------------

(幹事)

市民文化局	担当課長 (パラムーブメント推進担当)
健康福祉局	地域包括ケア推進室担当課長
	長寿社会部高齢者事業推進課長
	長寿社会部高齢者在宅サービス課長
	障害保健福祉部障害計画課長
	障害保健福祉部障害福祉課長
まちづくり局	指導部建築管理課長
病院局	総務部庶務課長

事務局 経済労働局イノベーション推進部